

TMBニュース

税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>

令和4年2月10日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp

担当：池田

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アケイ南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

財産債務調書・国外財産調書

1. 財産債務調書のあらまし

対象となる財産債務調書の提出義務者は①「所得税の確定申告書を提出しなければならない者で、その年分の退職所得を除く各種所得金額が2,000万円超」かつ②「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、その価額の合計額が1億円以上の有価証券等」を有する者となっています。国外財産調書の提出義務者は居住者（非永住者を除く）でその年の12月31日に5,000万円を超える国外財産を有する者となっています。財産債務調書には提出者の氏名、住所等及びマイナンバーに加えて財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額その他必要な記載事項等を記載した財産債務調書を翌年3月15日（現行）までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。なお、財産債務調書の提出にあたっては、別途「財産債務調書合計表」を作成する必要があります。

財産の価額はその年12月31日時点の「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。時価は、上場株式については金融商品取引所の公表する同日の最終価格とされていますが、土地・建物については専門家による鑑定評価額によるなど、その時価の入手に費用や手間がかかってしまうため、簡易的に見積価額による価額の記載も認められています。通達6の2-9（財産債務調書の提出制度（FAQ）内のQ24）において財産の種類ごとに計算方法が記載されています。例えば、土地は、①取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的に見積もって算出した価額又は②翌年1月1日から提出期限までに譲渡した場合の譲渡価額となりますが、③固定資産税評価額によることも可能とされています。建物も同様、固定資産税評価額によることができます。また、非上場株式等については売買実例価額・提出期限までに譲渡した場合の譲渡価額が無い場合は、その法人の帳簿価額によって計算された純資産価額に持株割合を乗じて計算した価額としてよいと定められています。上記以外の他は財産評価基本通達で定める方法により評価した価額（相続税評価額）とすることが認められています。

債務の金額は、その年の12月31日における債務の現状に応じ、「確実に認められる範囲の金額」をいい、借入金元本の額、連帯債務の金額については、連帯債務者のうちで負担割合が「明らかになっている場合」には、その負担割合に応じて按分した金額となっています。なお、保証債務については、原則として記載する必要はないのですが、あくまでも相続することになりますのでご注意ください。

罰則については、不提出、虚偽記載に係るものはないものの、国外財産調書の場合は「正当な理由なく調査・質問を拒み、妨げ、忌避した場合、偽りの記載をして税務署長に提出した者、提出期限までに税務署長に提出しなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」とされています。結果として、隠したり、仮装すれば罰則があるため、きちんと提出することが重要です。

2. 令和4年度税制改正

(1) 財産債務調書(国外財産調書)の提出義務者の見直し

上記1 現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者が提出義務の対象となります。

(2) 財産債務調書・国外財産調書の提出期限 その年の翌年の6月30日とされます。

(3) 財産債務調書等の記載事項の見直し

財産債務調書への記載を省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を100万円未満から300万円未満に引き上げるほか、一定の運用上の見直しが行われます。

(4) 令和6年1月1日以後に提出されるものから適用されます。(令和5年分以降)

3. まとめ

所得税の申告義務がない場合においても10億円以上の財産を保有していれば、財産債務調書の提出義務者となりますので提出漏れにご注意ください。現況の財産を相続税評価額で算出し、相続税額を正確に把握することで、遺言書の作成や先々の遺産分割協議の検討に役立ちます。さらには相続税対策の立案・実行と、財産承継の準備を着実に進めることができます。今回の財産債務調書の改正を機に、資産家の方は財産の現況の相続税評価額を算定することをお勧めします。対策の基礎として必要不可欠なものとなります。ご不明な点、ご質問等ございましたらお気軽にいつでもご連絡ください。